

2026年4月^(※)から 新しい「公益信託制度」が始まります

(※)現時点における予定

公益信託は、**契約・遺言**により**委託者**から**受託者（担い手）**に託された財産を用いて、受託者が「**委託者の想い**」に沿った**公益活動**を継続的に行う仕組みです。
今般、公益信託制度が抜本的に見直され、**民間の公益活動のより身近なツール**となりました。

「あなたの想い」が社会を変えます

☑ 担い手の範囲が拡大

信託会社に加え、公益法人・NPO法人等が社会的課題解決のノウハウを生かして公益信託の担い手になることができます。

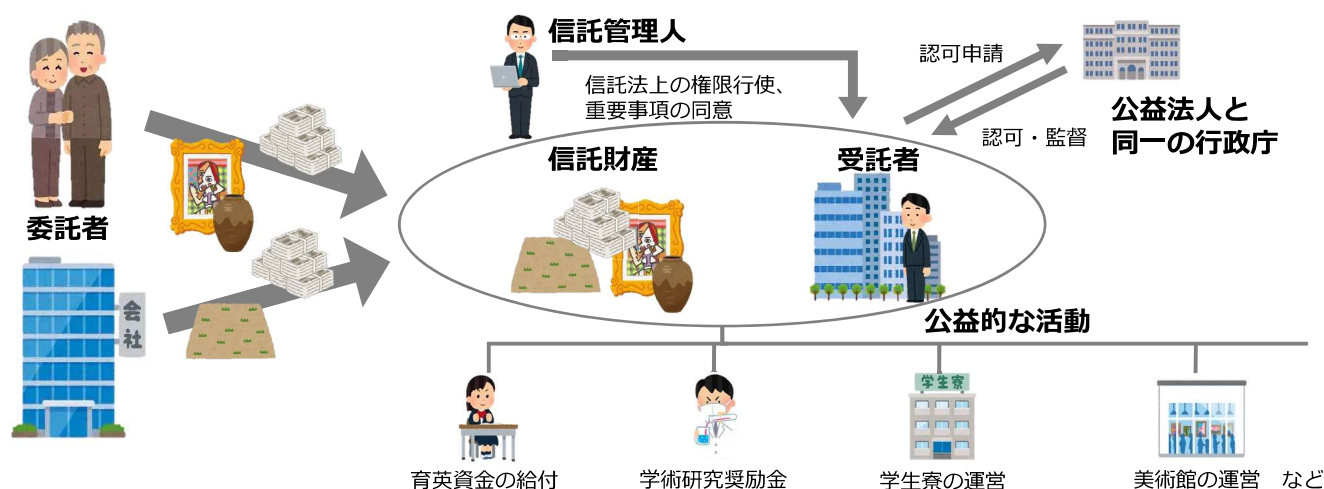
☑ 信託財産・信託事務の範囲が拡大

金銭に加え、不動産や美術品等を信託財産にして、助成以外の公益的な活動もできます。

☑ 透明性の高い認可・監督の仕組みへ

これまでバラバラであった公益信託の申請・相談窓口が一元化され、認可・監督の基準も統一的なものになります。

新公益信託制度のイメージ



※既存の公益信託の移行について経過措置を設けるとともに、今後、関係者の皆様のご意見を伺いつつ、政省令、ガイドライン、会計基準等を整備していきます。

